

府消委第28号
令和5年3月3日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

文部科学大臣 永岡桂子 殿

消費者委員会
委員長 後藤 卷 則

消費者教育の推進に関する法律第9条第7項の規定に基づく
「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更について

令和5年2月24日付け消教推第64号及び4文科教第1512号をもって当委員会に意見を求めた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案については、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。

以上